

令和8年度 中小企業等復旧・復興支援事業

《東日本大震災及び原子力災害》により被災した県内中小企業等の皆様を対象に、事業再開のために必要となる経費の一部を補助する制度です。

○ 受付期間・場所

令和8年6月12日（金）から7月10日（金）まで

各地方振興局の申請窓口(裏面)まで、直接持参又は郵送により申請してください。

○ 補助の内容

対象者	避難指示区域等で被災し、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げて帰還するまでの間、仮操業・仮営業を行う中小企業者等
補助対象経費	ア 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用【必須】 イ 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用（帰還に伴う設備等の移設費用も対象となります。） ウ 空き工場・店舗等の改装費用 エ 代替設備の借り上げ費用 ※ 土地・建物の賃貸借契約の相手方が補助金の交付申請をしようとする企業の役員である場合、当該賃貸借に係る費用は補助対象外です。
補助率	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の避難指示区域等で被災した事業者・・・ <u>3/4以内</u>
補助金額	製造業以外の業種 25万円以上500万円以内 製造業 50万円以上2,500万円以内

【重要】本補助金について（対象区域、変更点等）

【令和8年度対象区域】

○避難指示区域（一部解除）

【富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村】で被災した場合のみ。

【留意事項】

申請のあった事業者へは、県による現地確認を実施し、帰還に向けた事業計画、現在の状況（仮営業・仮操業）等の聞き取り結果を踏まえて交付の可否を判断します。

【今後の補助金の交付について】

東日本大震災及び原子力災害から15年が経過したことにより、対象となる地域を2つに区分し支援期間等を見直します。

①被災施設が帰還困難区域外

令和9年度から段階的に補助率を縮小（令和9年度1/2、令和10年度1/4）し、令和10年度をもって補助を終了します。

②被災施設が帰還困難区域内（当区域内に定められた特定復興再生拠点区域等を含む）

現時点では見直しは行いませんが、避難指示の解除等の状況を踏まえながら、今後の対応を随時検討していきます。

※ 令和9年度以降の実施は県の予算が確保できた場合に限りです。

(裏面)

○ 申請窓口

最寄りの地方振興局（地域づくり・商工労政課）へ持参又は郵送で申請してください。
申請に必要な用紙は下記窓口で配布しているほか、電子データを福島県産業振興課のウェブページで公開しています。

- | | |
|--------------------------------------------|-----------------|
| ○ 県北地方振興局
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎） | 電話 024-521-2658 |
| ○ 県中地方振興局
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 | 電話 024-935-1292 |
| ○ 県南地方振興局
〒961-0971 白河市昭和町269番地 | 電話 0248-23-1546 |
| ○ 会津地方振興局
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 | 電話 0242-29-5292 |
| ○ 南会津地方振興局
〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 | 電話 0241-62-5205 |
| ○ 相双地方振興局
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 | 電話 0244-26-1142 |
| ○ いわき地方振興局
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 | 電話 0246-24-6006 |

○ お問い合わせ先

福島県商工労働部 産業振興課
住所：福島市杉妻町2番16号 県庁西庁舎1階
電話：024-521-8644

- ◆ 対象者・補助内容については、福島県産業振興課のホームページに本制度の要綱を掲載しています。

福島県 産業振興課 で検索してください。